

国際商事法務

KOKUSAI SHŌJI HŌMU

JOURNAL OF THE JAPANESE INSTITUTE
OF INTERNATIONAL BUSINESS LAW

Vol.50, No.4
2022

フランス刑事法における企業刑事責任
チャイニーズ・ロイヤーの変遷
～中国企業法務経験を振り返って
メキシコ法の概要(1)～ビジネスローの全体像
〔新連載〕デジタル社会の在り方と法の機能
国際契約検討のキーポイント(連載)
〔連載〕英文契約700のQ&A

一般社団法人 国際商事法研究所

フランス刑事法における企業刑事責任

～劇的な変化の10年～

ステファン・デ・ナバツェーレ*

ピエール・カルデラン**

内田芳樹(訳)***

I フランス法に基づく企業の刑事責任

1 企業の刑事責任

まずフランス法では、法人の刑事责任と自然人の刑事责任は、それぞれ独立したものであることに留意すべきである。したがって、法人の代表者が無罪判決を受けても、それは必ずしも法人の责任を排除するものではなく、法人のみが有罪判決を受ける可能性がある¹。

法人は、自らの組織体が犯した、またはその代理人が彼らの代わりに犯した犯罪に対して刑事责任を負う²。法人の組織体とは、法人の代理人として決定を下すことができる全ての実体で、その存在は(i)法上 (de jure)、法律で提供されているか、または役員会の場合は定款 (articles of association) によって提供されている、または(ii)事实上 (de facto)、法的実体内で施行される実務から生ずる³。

個人代表は、法律または付属定款 (bylaws) によって権限を与えられた取締役、CEO、会長等の個人であり、法人を経営および支配する権限を有する。更に、事实上の取締役や支配

人 (manager) 及び、代理権授与証書により権限を賦与された個人 (従業員を含む) は、企業の代理人とみなされることがある⁴。最近、判例法は、書面による権限付与を受けていない従業員が、事实上の権限付与を受けている場合、法人の意思決定を行う地位と権限を有している旨を示し、法人の代理人とみなされる可能性を確認した⁵。

例え法人が当該犯罪に何ら利害を有せず又は利益を得ていない場合であっても、法人がその活動において、法人の組織、運営又は目的を確保することを目的とする活動の実施に際して犯された場合⁶、法人に代わって犯罪が行われたと見做される⁷。

一定期間フランス判例法は、裁判所が企業に代わって犯罪を犯した人物を正確に特定しなければならないかどうかという問題について明確ではなかった。即ち当初は、裁判官が法人に責任を問うためには、犯罪を犯した自然人を明確に特定しなければならないというルールであった⁸。その後、犯罪が法人の組織体または代理人によってのみ犯されたり容認されたりしたことが明らかな状況下でのみ犯された場合、

*Stephane de Navacelle, パリ及びニューヨーク州弁護士

**Pierre Calderan, パリ及びニューヨーク州弁護士、ナバツェーレ弁護士事務所

***うちだよしき、ニューヨーク州弁護士、MDPビジネスアドバイザリー(株)

本稿は、2022年1月に国際商事法研究所「月例会／アメリカンロイヤーズクラブ」の共同開催により開かれた webinar 講演を元に記述されたものである。

—もくじ—

- I フランス法に基づく企業の刑事责任
- II 交渉による司法 (Negotiated justice)
- III 国境を越えた金融犯罪の法執行のコンプライアンス上の衝撃
- IV フランス企業を刑事訴追から守るために
ツールとしてコンプライアンスプログラム

裁判官は犯罪を犯した組織体の人物を正確に特定することを免除された¹⁰。更にその後、最高裁判所は以前の判例法に戻したため、結果として裁判官は、現在は法人に対して行われた犯罪が、その組織体または代理人の1人によって、どのように法人によって犯罪が行われたかを特定する必要がある¹¹。

また、合併後の法人の刑事責任に関する判例法の重要な転換も行われた。ごく最近まで、最高裁判所は、合併が行われる前に、吸収された企業によって犯された犯罪に因し、吸収企業に対し有罪判決を下すことを常に拒否してきた¹²。しかし、欧州連合(EU)の司法裁判所は、2015年3月5日の判決で、被吸収企業から吸収企業への刑事責任の移転が可能であると判示した¹³。その結果、フランス最高裁判所はついにその判例法を変更し、吸収企業は合併前に被吸収企業によって犯された犯罪で有罪判決を受けることがありうると判示した¹⁴。

2 企業への量刑

企業が収監されることは不可能であるため、罰金が裁判所によって言い渡される最も一般的な量刑である¹⁵。法人に対して適用される最高罰金額は、同じ犯罪に対して自然人に対して賦課される罰金額の5倍とされる¹⁶。自然人に対する罰金額の記載がない犯罪の場合、法人に発生する罰金額は100万ユーロである。その他の制裁についてもフランス刑法で規定されている。その内容は、企業の解散¹⁷、永久または5年以上の期間、一つまたはそれ以上の専門的または社会活動の直接または間接の実施の禁止¹⁸、更に最長5年間司法による監督下に置かれることもある¹⁹。罰金に加えて、裁判官は、付属的罰則（例えば、自然人のために商業会社の経営禁止など）を課すこともできる。なお付属的罰則の宣言は必須のものではなく、裁判官の自由裁量に委ねられる。

II 交渉による司法(Negotiated justice)

1 フランスの有罪答弁 (Guilty Plea)

フランスの有罪答弁（「CRPC」）は、2004年にフランス法に導入された²⁰。これは、簡略化された迅速な手続きである²¹。そして、すべての軽犯罪と軽犯罪に関する反駁に対し適用されるが、以下の場合は例外として適用されない²²。

- ・未成年者による犯罪
- ・報道犯罪
- ・過失致死
- ・政治犯罪
- ・5年以上の収監刑の場合の人格に対する意図的攻撃

CRPC手続きは、自然人と法人の双方に適用可能である²³。検察官は、自らの主導権、犯人またはその弁護士の要請、またはこの目的のための捜査裁判官からの検察官への紹介によって、CRPC手続き開始を決定することができる²⁴。この手続きは、犯人が有罪を認めた場合にのみ適用可能である²⁵。犯人は、手続きの各段階で弁護士によって支援されなければならない²⁶。まず、被告は検察官の前で有罪を認めなければならない。その後検察官は、犯人が受け入れるか拒否することができる量刑を提案する。被告が受け入れた場合、事件は、刑事裁判所の裁判長が有罪答弁を承認する審理のために裁判所に照会される²⁷。裁判官はまた、有罪答弁の承認を拒絶することも可能である²⁸。その場合、事件は裁判にかけられるか、捜査裁判官に捜査のため照会される可能性がある²⁹。検察官が提案する判決は、収監期間3年を超えることや、当初発生した収監期間の半分を超えることはできない³⁰。

2 司法公益契約 (The Judicial Public Interest Agreement)

2016年³¹にフランス法で新しい手続き制度が導入され、検察官が司法公益契約（「CJIP」）を締結することができるようになった。この制

度は汚職、斡旋収賄 (influence peddling)、税金詐欺、これらの犯罪収益のマネーロンダリング、および環境犯罪への請求処分を許可するものである。この新手続きは、米国の起訴猶予契約 (Deferred Prosecution Agreement, 「DPA」) に触発されたものであるが、自然人には適用されない³²。

この手続きに同意する法人の主な利益は、それが成功した場合、起訴が停止されることである。そのためには、法人が自ら契約上でコミットした義務を実行する必要がある。これらの義務は以下のものであり、代替的または累積的にも構成されうる³³。

- ・年間平均売上高の30%を超えることがない金額の公益罰金 (public interest fine) の支払い、
- ・フランス腐敗防止庁の監視下で、最長3年間、腐敗防止コンプライアンスプログラムの実施、
- ・被害者の被害の修復

法人が一旦 CJIP に同意した場合、当該合意は公開された審判 (public hearing) で裁判官によって検証 (validate) されなければならない³⁴。その後、合意内容と裁判官の判断が公表される³⁵。

CJIP は、大規模な事件の迅速な解決に特に役立つ。最近の例では、2020年1月31日、パリの刑事裁判所は、国家金融検察庁 («Parquet national financier» または「PNF」) とエアバス S.E. の間で締結された CJIP を検証した。国家金融検察庁によると、この CJIP はフランスにとって重要で「PNF が米国 (司法省 / DoJ) および英国 (重大詐欺捜査局 / SFO) と並び、フランスの CJIP を本件において責任をもって、2件の起訴猶予契約と調整し、この分野の主要な司法当局のレベルに引き上げた。3つの司法当局によってエアバスに課せられた罰金の総額は36億ユーロの合計に達した。」³⁶

III 国境を越えた金融犯罪の法執行のコンプライアンス上の衝撃

1 検察庁国家金融検察庁：複雑で重大な金融犯罪に特化した検察庁

フランスの法執行の全体像は、2014年の PNF の創設によってかなり変容している³⁷。PNF は、近年フランスの政治情勢を揺るがしたいいくつかの金融スキャンダル (代表例「カフザック事件」) に対応して創設された³⁸。

PNF は、18人の検察官で構成され³⁹、金融市场の機能に対する犯罪、贈収賄・マネーロンダリング等の誠実性に対する罪・反トラスト／カルテル犯罪などの財政に対する犯罪等の複雑な事件の捜査を行う。⁴⁰

PNF は、英国の重大詐欺捜査局 («SFO») または米国司法省の詐欺部門のフランスのカウンターパートである。これらの専門検察庁の検察官は、大規模な事件に関する国際協力を確保するために、外国の同僚と連絡を取っている。

2 域外からの制裁の脅威

海外腐敗行為防止法 (以下「FCPA」⁴¹)、米国禁輸法⁴²、英國贈賄禁止法⁴³など、多数の外国法は、法律を制定した国の領土の全部または一部を超えて行われたにもかかわらず、非難されるべきと看做される行為の外国当局による起訴を認めている。これは、外国公務員の汚職行為、禁輸措置に関する規則違反、あるいはマネーロンダリングやテロ資金供与に関する行為を起訴する問題である。例えば、FCPA は、関係する団体が米国に所在したり、米国証券取引所に上場したり、ドルを為替通貨として使用したりするという場合でさえも域外適用される⁴⁴。

米国法は、起訴猶予契約 («DPA») の確立により、交渉による司法の使用を可能にする。有罪を認め、時には相当な罰金の支払いと監視プログラムの実施と引き換えに、標的となつた団体は、当局から起訴を停止して終わらせる手続きを得ることができる。その結果、多くのフランス企業 (例えば、トタール、アルストム、

BNP パリバ) は⁴⁵、例え多くの場合その非難される行為が全て米国外で行われた場合であっても、米国当局⁴⁶との DPA に合意した。

企業に提示される罰金額が、その協力の程度に依存する点に注意することが重要である。したがって、企業に対する裁判やその幹部に対する厳しい実刑判決を避けるために積極的に協力することは、同社の利益になる。最後に、レニエンシー（減免制度）が捜査に情報を提供する者に与えられることによっても協力することが奨励される⁴⁷。

長期的に企業を弱体化させる可能性のある多額な罰金に加えて、特に競争の激しいセクターで事業を行う場合、モニタリングは DPA の宣言においても企業から独立した第三者（モニター）の採用を強いられる可能性がある重要なポイントである。モニターは、原則として弁護士で当該企業のコンプライアンス手続きの適切なアップグレードの実施が適切に行われるかといった是正措置が適切に実施されることを監督することを使命とする者である。この使命の一環としてモニターは外国の検察当局に報告を行う。結果が不遵守の場合、外国の検察当局は起訴手続きの開始を含め、問題の組織に対して行動を起こす可能性がある。

特定の手続きの文脈で設定されたモニターの役割は、これらの事件に対処しなければならなかった一部の観察者や当事者によって批判されることがあり、批判はモニターの一部が検察当局と繋がっており、彼らが本当に独立しているのかという疑問にまで至る⁴⁸。このモニタリング機能は十分に保護されておらず、モニターが保護された商業情報にアクセスし、その後当該情報がアメリカ政府に報告されることになるのではないか、と危惧する者もいる⁴⁹。したがって、フランス企業の機密情報が、この文脈で外国政府当局に移転されるリスクがある。

これらの域外手続きへの最も批判的なコメントーターは、これらを米国司法制度の機械的導入の一形態としてアメリカ企業のサービスを入れるものであると説明している。一部の者は、アルストムやアルカテルに対して開始された手

続き⁵⁰は、実際にはアメリカの競合他社による買収を可能にする梃子（leverage）として機能することを意図していると主張⁵¹し、「経済的支配を目論む米国戦略」の一環であると述べる⁵²。

IV フランス企業を刑事訴追から守るためにのツールとしてコンプライアンスプログラム

1 新しいフランス腐敗防止機関

フランスは、その主権を維持するために、これらの外国法に対して自らの立法をスピードアップして2016年に同じく域外適用の領域を持つ新しい法律（「サビン II 法」⁵³）の採択を行わなければならなかった。コンプライアンスがフランスの風景に入ったのは、正にこの法律を通じてあって、多くの企業に対してコンプライアンスプログラムの義務付けが行われた。

サビン II 法は、アメリカの FCPA への対応だけでなく、法執行機関の支配を取り戻す試みでもある。例えば、この法律を導いた議会の議論では、フランスの法的枠組みが国際的な汚職事件を起訴するために必要なツールをフランス法執行機関に提供していなかったのに対し、外国当局は効果的に行動することができたことが理由とされ、フランス当局の外交的利益に焦点を当てた。

サビン II 法で注目すべきことは、新たにフランスの腐敗防止機関（“Agence Française Anticorruption”、「AFA」）を導入したことである。この行政当局は、金融および競争規制当局が保有する権限と同様の捜査権限を有する。何時でも企業を監査し、行政制裁を宣言することが可能である。AFA はフランス領土全体を管轄しており、法務大臣と予算担当大臣の監督下に置かれている。その使命は、汚職行為、斡旋収賄（influence peddling）、公的資金の不正流用、情実（favoritism）の防止と発見のために、管轄当局とこれらの犯罪者と直面している人々を助けるためである⁵⁴。

AFA はまた、汚職行為、斡旋収賄、公的資

金の不正流用、情実を防止し、発見するために法人を支援することを目的とした勧告を作成する。より大きな有効性のために、これらの勧告は、関係する組織の規模と識別されたリスクの性質に応じて適用される⁵⁵。実際、AFAは公的機関と民間企業に対して特定のトレーニングを提供する役割を果たしている。それは企業が何をすべきかを知り、違反を犯すことを防ぐのに役立つトレーニングとガイドラインを提案している。なお、AFAはPNFとは異なり、企業のコンプライアンスシステムを監査する一方、PNFは法律の侵害の可能性を捜査する。

2 フランスの大企業にはComplianceプログラムが強制される(mandatory)

サピエンII法は、少なくとも500人の従業員を持つ企業、または親会社がフランスに事務所を登記し従業員が少なくとも500人の従業員を含み、売上高が1億ユーロを超える企業のグループに属する企業に対し、腐敗と誠実性違反の防止と発見のためのコンプライアンスシステムを設定することを義務付けている⁵⁶。またフランスの腐敗防止庁(AFA)は、適切なコンプライアンスプログラムがない場合、取締役に200,000ユーロの罰金と法人に100万ユーロの罰金を課す権限を有している⁵⁷。AFAはまた、関連する効果的なコンプライアンスプログラムを設定するように法人に強制することができる。したがって、企業コンプライアンスプログラムは、フランスや外国の当局による刑事訴追から企業を保護し、さらにAFAによる潜在的な制裁の可能性からも企業を保護する重要な役割を果たす。

さらに、企業が代理人によって実行された犯罪で起訴または有罪判決を受けた場合、このようなコンプライアンスプログラムを持つことは、外国当局によって起訴が開始された際には量刑の引き下げにつながる可能性がある（例えば、米国の量刑ガイドライン）。

最後に、フランスであれ外国であれ、当局が交渉による司法上の契約(DPAまたはCJIP)の実施を検討している場合、効果的なコンプラ

イアンス・プログラムの存在（ならびに企業の協力や過去の実績などの他の要因）の存在は考慮の対象となりうる。

3 コンプライアンス・プログラムの内容は法律で規制される

サピエンII法によって制定されたコンプライアンスプログラムには、いくつかの強制的ステップが含まれている。

第一に、このようなプログラムを設定することが求められている企業は、行動規範を策定し、公表することが求められる⁵⁸。この文書は、会社が法律と倫理原則に従って活動を行うという主要なコミットメントを伝える内部文書である。この文書には、腐敗行為や斡旋収賄を防止、発見し、思いとどまらせる適切な手段が記載される。行動規範の主な目的は、従業員に手段を提供することである。実際、従業員に何ら手続きも、頼れるガイドラインも無い場合、雇用主は彼らがルールを知ることを期待できず、従ってそれらを遵守することも期待できない。

第二に、企業は内部通報手続きを設定する必要がある⁵⁹。サピエンII法によると、内部通報者は、利害関係の無い方法で、善意に、法律の違反を開示または報告する自然人である⁶⁰。この定義は、この問題に関するEU指令を移項する新しい法律が議論されるに伴って、フランスですぐに進化するであろう⁶¹。

次に、コンプライアンスプログラムにはリスクマッピングを含めるべきである⁶²。リスクマッピングの目的は、企業がさらされている腐敗、斡旋収賄のリスクエクスポージャーを認識、分析、優先順位付けすることである。これには企業が活動する事業内容、業種、地理的領域の性質を考慮に入れる必要がある。企業の腐敗防止手続きは、このリスクマッピングに適合する必要がある。

更に、企業は契約締結を検討している第三者（顧客、第一次サプライヤー、及び仲介業者）との取引関係を事前評価するための手順を設置しなければならない⁶³。これにより、潜在的なパートナー（例、株主、経営陣、評議）に関する

る深い知識を持ち、法的リスク（腐敗、強制労働、ESG 上の懸念など）へ晒されることを避けることができる。企業のすべてのビジネスパートナーが検証される。

企業はまた、帳簿、記録、および会計が腐敗や斡旋収賄を隠蔽するために使用されないように、内部・外部の会計統制手続きを確立しなければならない⁶⁴。これらの手続きは、社内の責任者が可能な限り定期的に実施する。腐敗や斡旋収賄のリスクを防止するコンプライアンスプログラムへの公約は、これらの問題に関する管理者と従業員のトレーニングに反映される必要がある⁶⁵。提供されるトレーニングは、継続的、実用的、教育的でなければならず、腐敗リスクにさらされる従業員に適用される必要がある。そして企業のコンプライアンス プログラムには、社内の懲戒手段への注意を促す規定が設定されている必要がある。制裁は、企業の内部規定で制定されている必要がある⁶⁶。

最後に、企業は、社内の役割と責任（例、コンプライアンス、内部統制、内部監査など）を定義するコンプライアンスプログラムの適用に向けて、内部統制と評価システムを設定する必要がある⁶⁷。企業は、その手順の妥当性と有効性を統制し、評価し、必要に応じてそれらを採用する必要がある。この内部評価は定期的に行う必要がある。

〔注〕

- 1 最高裁判示、刑事（2004年9月8日）n°. 03-85.826
- 2 フランス刑法第121条第2条（「法人は、国を除いて、その犯した犯罪に対し、その実体又は代表者の代わりに刑事責任を負う [...]」）
- 3 最高裁判示、刑事（2003年12月17日）n°00-87.872
- 4 最高裁判示、刑事（2014年3月25日）n°13-80.376
- 5
- 6 最高裁判示、刑事（2017年11月21日）n°16-86.667
- 7 最高裁判示、刑事（1998年7月7日）n°97-81.273
- 8 最高裁判示、刑事（2017年6月28日）n°16-85.291
- 9 最高裁判示、刑事（2000年1月18日）n°99-80.318
- 10 最高裁判示、刑事（2006年6月20日）n°05-85.255
- 11 最高裁判示、刑事（2007年6月26日）n°06-84.821
- 12 最高裁判示、刑事（2000年6月20日）n°99-86.742
- 13 欧州連合司法裁判所、モデル 大陸 ハイバーマーケット、5 2015年3月、Aff.C-343/13
- 14 最高裁判示、刑事（2020年11月25日）n°18-86.955
- 15 フランス刑法、第131-37条
- 16 フランス刑法、第131-38条
- 17 フランス刑法、第131-39条 1° 1
- 18 フランス刑法、第131-39条 2°
- 19 フランス刑法、第131条-39条 3°
- 20 Law No. 2004-204, 2004年3月9日
- 21 適用される法的体制は、フランス刑事訴訟法第495-7条から第495-16条に記載されている。
- 22 フランス刑事訴訟法495-7条及び同第495-16条
- 23 刑事回覧 n°04-12-E 8-02.09.04, 6 頁
- 24 フランス刑事訴訟法、第495-7条及び同第180-1条
- 25 フランス刑事訴訟法、第495-7条
- 26 フランス刑事訴訟法、第495-8条
- 27 フランス刑事法學法、第495-9条
- 28 フランス刑事訴訟法、第495-11条
- 29 フランス刑事法、第495-12条
- 30 フランス刑事訴訟法、第495-8条
- 31 法律No 2016-1691（2016年12月9日）透明性、腐敗との闘いと経済生活の近代化に関する法（以下「サピエンII法」又は「法」）
- 32 刑事訴訟法第41-1-2及び同第41-1-3条
- 33 フランス刑事訴訟法、第41-1-2条
- 34 SAPIN II 法、第22条
- 35 フランス刑事訴訟法、第41-1-2条
- 36 国家検察庁、概要2020」p.3。PNF-brochure_A5_2201.pdf (justice.fr) 参照
- 37 法第2013-1117（2013年12月6日）税金詐欺と重大な経済・金融犯罪との闘い
- 38 ルモンド紙、2012年12月10日。2012年、当時のジエローム・カフザック経済財務大臣は、税金の支払いを避けるために資産をシンガポールに移す以前、2010年初めまでジュネーブのUBS銀行(UBS)で未申告の銀行口座を保有していたとして非難された。
- 39 国家検察庁、公式ウェブサイト、PNF チーム | パリの法廷 (justice.fr) 参照
- 40 フランス刑事訴訟法、第705条。
- 41 海外腐敗行為防止法、1977年
- 42 キューバの自由と民主的連帯（リベルタド）法、1996年。リビア制裁法、1996年

- 43 英国贈賄法（2010年）
 44 レジス・ビスマス、マティアス・オーディット、アストリッド・ミニヨン・コロンベット la semaine Juridique, 2015年1月15日
 45 同上
 46 司法省, 2013年5月29日（SECは、トタールS.A.にイラン当局者への違法な支払いのため請求した；司法省, 2014年11月21日（アルストムは有罪を答弁し、外国贈収賄容疑解決のために7億7200万ドルの刑事罰を支払うことに同意した）；司法省, 2014年6月30日（BNPパリバは、米国経済制裁の対象国に対する金融取引を違法に実施したとして有罪を認め、89億ドルを支払うことに合意した）。
 47 ラファエル国会議員の議会報告書ガウェイン 2019年6月26日（199年6月26日）“ガウェイン報告” 18頁, 36頁
 48 同上, 37頁
 49 20200616（詐欺と腐敗：フランスはサビンII法で大リーグでプレーする）（クロード・レヴェルのコメント）
 50 ラファエル国会議員の議会報告書ガウェイン 2019年6月26日（199年6月26日）“ガウェイン報告”), 20頁
 51 雑誌ボリシー, 2019年10月6日（アルストム事件は沈黙の戦争）
 52 国民議会 n°4082の情報報告として知られている“ルヌッシェレポート”, 2016年10月5日, 18頁
 53 法 No. 2016-1691 (2016年12月9日) 透明性、腐敗との闘いと経済生活の近代化に関する法（サビンII法）
 54 同上, サビンII法第1条
 55 同上, 法第3条
 56 同上, 法第17条
 57 同上, 法第17条
 58 同上, 法第17条
 59 同上, 法第17条
 60 同上, 法第6条
 61 “内部告発者はまもなくより良い保護を受けるだろう”，ルモンド, 2021年1月18日（サビンII法として知られる「腐敗防止法」による内部通報者の地位の創設から5年、フランスは彼らの保護の重要な一步を踏み出しようとしている。2月1日（火）、合同委員会（CMP）の終わりに、副議長と上院議員が内部通報者の保護改善を目的とした法案の妥協案に調印した。[中略] CMPから生じた法案の改訂版は、これ以上改訂されることなく2月8日に国民議会で、2月16日に上院で投票されなければならない。これは、その公布の前の形式の問題であろう。
 62前記サビンII法第17条 II.の3°
 63 同上, 法第17条 II.4°
 64 同上, 法第17条 II.5°
 65 同上, 法第17条 II.6°
 66 同上, 法第17条 II.の7°
 67 同上, 法第17条 II.8°

IBL

アメリカ法分析

-58-

～疲れをコントロールするアメリカの弁護士たち～

仕事に疲労は付き物である。特に、ワーカホリックと総称されるウォール街やアメリカの法律家たちの仕事量に伴う疲労は蓄積する。しかし、疲労をとるのに、ウォール街ならではの方式は、摩天楼の夜景だろう。何かプロジェクトに夢中になると、ウォール街弁護士は若手でも誰でも、この特定の領域でだけは、自分がひょっとすると、世界一熟練しているかもしれないというプライドと自信が必ず頭をもたげてくる瞬間が訪れるものだ。

その時、机を離れ、ウォール街の高層ビルの大きなガラス窓から、ミッドタウンの方向の夜景に眼をやると、昼間より眩しい摩天楼のライトに肝をつぶす。年齢を超え、これ以上の疲労回復の術を、筆者は知らない。法律家は、法律の仕事に立ち向かわなければならぬが、日本の読者の方々は、少し奇抜だが、このウォール街の構図を一つの参考に、マイ・スポットの安らぎか、または、びっくり驚き過ぎて

安らぐ場を、部屋でも外出時でも、見付けていただきたいと思う。

なぜなら、疲労の先には、疲労だけでなく、疲労をコントロールするノウハウも発見できるから。つまり、非常に細かい卑近な例を以下に挙げて恐縮だが、アメリカでは、安全のために、乗用車の前で、ポケットの鍵や電子キーを探さない。探してると、どこかに潜む悪漢に襲われてしまうから。車に近づく前に、すでに鍵や電子キーを手に持っているべきだ。それを予め計算しておけば、実は、車のはるか手前から、気持ちが落ち着き、余計な緊張からくる疲労が減り、逆に周囲の安全に集中できる。この積み重ねが疲労との対決で、超がつく細か過ぎの例なのだが、疲労との工夫をこらした戦いは、法律家の宿命と言えよう。

（ニューヨーク州弁護士 湯浅 卓）
 （ワシントンD.C.弁護士）